



阿商観第 292 号
令和 7 年 12 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

阿見町長 千葉 繁



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 8 月 22 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ピアシティ荒川本郷
所在地 稲敷郡阿見町本郷三丁目 1 番地 1 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
名 称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
住 所 東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。